

○神山町若者定住支援住宅新築等補助金交付要綱

令和5年3月17日

告示第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、神山町に定住しようとする若者を支援することを目的とし、神山町若者定住支援住宅新築等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、神山町補助金規則（平成8年規則第6号以下）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 申請時の年齢が満18歳以上（学生は除く。）40歳以下（夫婦の場合はどちらか一方で可）の者で、第3条の規定により補助対象事業となる住宅に第9条に規定する実績報告書提出時までに住民登録が完了する者
- (2) 神山町に既に定住している者又は定住しようとする者で、本町を生活の本拠地として住所を有し、かつ、補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から5年以上居住する意思がある者
- (3) 補助金の交付は、1世帯1回限りとし、過去に補助金の交付を受けていない者
- (4) 町税等の滞納がない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、住宅の新築又は改修を行う事業で次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象工事にかかわらず、全ての工事が補助金の申請年度の2月末

日までに完了する事業。ただし、住宅の新築を行う事業については、この限りでない。

- (2) 補助金の交付は、同一物件に対し1回限りとし、過去に補助金を受けていない住宅及び神山町空き家改修事業補助金交付要綱（令和5年告示第24号）の規定により補助を受けていない住宅に対する事業（若者定住住宅新築補助金）

第4条 若者定住住宅新築補助金の交付要件及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

交付要件	補助金の額
台所、便所、浴室及び居室を有し、専ら自己の居住の用に供する住宅を新築し、申請者への建物登記が完了したとき。 (1) 延べ床面積50㎡以上280㎡未満の住宅の新築 (2) 併用住宅の新築の場合は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供していることとし、延べ床面積に占める居住部分の割合を乗じた額が補助対象	補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、150万円を限度とする。

- 2 町内の業者により住宅の新築を行う場合は、上限を200万円とする。
- 3 住宅用地の取得をする場合は、取得費の3分の1以内（上限50万円）を加算する。ただし、住宅用地は、原則として150㎡以上とし登記完了日から2年以内に限るものとする。
- 4 国、県又は町の補助又は助成を受ける場合は、当該補助金の対象経費を補助対象経費から控除する。
- 5 年度をまたぐ工事に関しては、翌年度の7月末日を工事完了の期限とする。（ただし、繰越し後の工期の再延長はできないものとする）

(若者定住住宅増改築補助金)

第5条 若者住宅増改築補助金の交付要件及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

交付要件	補助金の額
自己の居住の用に供し、町内に在する住宅の増改築で、対象となる工事費用が10万円以上とする。 (1) 経年劣化した住宅の改修工事 (2) 高気密、高断熱、高効率などの改修工事 (3) その他町長が認める工事	補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、50万円を限度とする。（町内業者施工に限る。）

2 国、県又は町の補助又は助成を受ける場合は、当該補助金の対象経費を補助対象経費から控除する。

(補助金の交付申請及び添付書類)

第6条 第1条に規定する補助金の交付を受けようとする者は、神山町若者定住支援住宅新築等補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、工事着工前に町長へ申請しなければならない。

2 前項に規定する申請は、当該年度の11月末日までに行わなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第7条 町長は、申請書を受理したときは書類及び現地審査を行い交付の可否を決定し、交付すべきものと認めたときは、神山町若者定住支援住宅新築等補助金交付決定通知書（様式第2号。「以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による決定に当たり条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第8条 決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかについて変更しようとするとき又は工事等を中止しようとするときは、あらかじめ神山町若者定住支援住宅新築等補助金変更承認申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）にその内容が確認できる必要書類を添えて町長に提出し、変更又は中止について承認を受けなければならない。

(1) 申請書の内容に関わること

(2) 決定通知書の交付の条件に抵触すること

2 町長は、変更申請書を承認したときは、神山町若者定住支援住宅新築等補助金変更承認決定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、新築等を完了した日から30日以内又は当該年度の年度末（新築の場合は、翌年度の8月末）のいずれか早い日までに、神山町若者定住支援住宅新築等補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、実績報告書が提出されたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めたときは、補助金の額を確定し、神山町若者定住支援住宅新築等補助金交付確定通知書（様式第6号。以下「確定通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 確定通知書を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、神山町若者定住支援住宅新築等補助金交付請求書（様式第7号）を町

長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付は口座振込みによるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。

(報告)

第12条 補助金の交付を受けた者は、交付を受けた年度の翌年度の初日から5年間経過するまでは、毎年神山町若者定住支援住宅新築等補助金に掛かる現況届（様式第8号）を提出しなければならない。

- 2 交付決定者は、補助金の対象となった住宅から、補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して5年以内に転出し、又は転居しようとする場合は、転出・転居先等報告書（様式第9号）により町長に報告しなければならない。

(義務)

第13条 第4条の規定により住宅の新築を行った者は、3か月以内に所有権の登記を完了しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、町長がやむを得ないと認める場合を除き、補助金の交付の決定の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは補助金の全額
- (2) 補助金の対象となった住宅又は中古住宅に、補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して5年以内に他人への貸与、売却、転居、転出又は取壊し等の理由により居住しなくなったとき次の表に掲げる金額

交付を受けた翌年度の初日からの経過年数	返還を求める金額（1,000円未満切捨て）
1年未満	交付額の100%

1年以上2年未満	交付額の80%
2年以上3年未満	交付額の60%
3年以上4年未満	交付額の40%
4年以上5年未満	交付額の20%

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、神山町若者定住支援住宅新築等補助金交付取消通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第15号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。